

リハビリ関連機器 一式

仕様書

令和6年4月

国立大学法人琉球大学

I 仕様書概要

1 調達背景及び目的

令和7年1月に新病院への移転を予定しているがリハビリ領域において新病院にて必要な設備・機器として以下の商品を調達を行う。

以下商品の調達を実施する事により更なる患者の社会復帰・QOLの向上を目的とする。

2 調達物品及び構成内訳

1. リハビリ関連機器 一式	4式
(構成内訳)	
1-1 電動昇降式ADLキッチン	1台
1-2 電動昇降洗面台	1台
1-3 リカンベントバイク	4台
1-4 電気刺激装置	1台
1-5 測定機能付自力運動訓練装置	1台

以上の搬入、据付、配管、配線、調整等を含む。

3 技術的要件の概要

1. 本調達物品に係る性能・機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は別紙に示すとおりである。
2. 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
3. 必須の要求要件は本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には、不合格となり、落札決定の対象から除外する。
4. 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学技術審査委員において、入札機器に係る技術仕様書を含む入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

4 その他

1. 仕様に関する留意事項

- 1) 提案する機器は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時点で製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。
- 2) 入札後、モデルチェンジ等の事由が発生した場合には、本学と協議のうえ、最新の機種を納入すること。
- 3) 入札機器に備えるべき技術的要件で示す「できること」、「有すること」、「可能であること」等の仕様については、納入時点において全て実現していること。

2. 提案に関する留意事項

- 1) 提案機器が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつわかりやすく、資料等を添付し参照すべき箇所を明示する等して説明すること。（要求要件と提案機器に係る性能等を、対比

表を作成して示すこと)。参照すべき箇所が、メーカーの仕様書、説明書、カタログ等である場合は、表中に参照資料番号を記入すると共に、資料中にアンダーラインを付したり、色付けしたり、余白に大きく矢印を付したりすることによって当該部分を明示すること。従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると本学技術審査委員が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。

- 2) 提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。
- 3) 提出資料等に関する照会先を明記すること。

II 調達物品に備えるべき要件

(性能・機能に関する要件)

- 1 リハビリ関連機器一式
- 1-1 電動昇降式ADLキッチンについては、以下の要件を満たすこと。
 - 1-1-1 流し台が電動で昇降し、流し台上面は650mm～900mm以内で調整可能なこと。
 - 1-1-2 流し台の下降時に患者の身体を挟み込むなどの危険を防ぐため、はさみ込み防止用センサーがついていること。
 - 1-1-3 車椅子使用者が訓練する場合、流し台の下に障害物があると旋回等に支障を来たすため、流し台の下がフルオープンタイプであること
 - 1-1-4 実際に料理が可能であること。コンロは2口あり、1口がIHヒーターで1口がラジエントヒーターであること。
 - 1-1-5 実際の料理を行えるようレンジフードが付属されており、ダクトと接続可能なこと。
 - 1-1-6 棚が付属されており、棚の高さも調節可能なこと。棚下面が1,000mm～1,395mmで調整可能なこと。
- 1-2 電動昇降洗面台については、以下の要件を満たすこと。
 - 1-2-1 洗面台が電動で昇降し、洗面台上面は650mm～1050mm以内で調整可能なこと。
 - 1-2-2 洗面ボールはセラミック製であり、耐熱性・耐食性に優れていること。
 - 1-2-3 挟み込み防止の為、安全センサーを標準装備していること。
 - 1-2-4 水栓はシングルレバー混合栓であること。
 - 1-2-5 洗面台内が2段になっており、洗面台内にコップ等が置ける仕様になっていること。
 - 1-2-6 洗面台の高さ（洗面台センター部）がデジタルで表示される仕様であること。
- 1-3 リカンベントバイクについては、以下の要件を満たすこと。
 - 1-3-1 本体寸法はW65×D1,640×H1,350mm以下であること。
 - 1-3-2 本体質量は、85kg以下であること。
 - 1-3-3 電源はバッテリーが内蔵されており、内部発電方式であること。
 - 1-3-4 乗り降りがし易いようにウォークスルー構造であること。
 - 1-3-5 本体はリカンベント形状であること。
 - 1-3-6 負荷制御範囲：10～240W以上であり1W単位で設定が可能なこと。
 - 1-3-7 負荷装置は発電ブレーキ方式であること。
 - 1-3-8 表示部はカラー液晶タッチパネルで、角度調整可能こと。
 - 1-3-9 表示部は日本語表記であること。
 - 1-3-10 プログラムは「体カスコア」「クイックスタート」「ゴール選択（時間）」「ゴール選択（カロリー）」「定脈拍数（脂肪燃焼モード）」「定脈拍数（体力向上モード）」「定脈管理（目標脈拍設定モード）」を有すること。
 - 1-3-11 シート前後位置が変更可能なこと。
 - 1-3-12 イヤーセンサーによる脈拍管理を行えること。
 - 1-3-13 充電器による充電が可能なこと。
- 1-4 電気刺激装置については、以下の要件を満たすこと。

- 1-4-1 電源はDC7.4Vのリチウム電池イオンを使用し、充電が行えること。
- 1-4-2 2チャンネル出力が可能なこと。
- 1-4-3 5つ以上のプログラムを搭載していること。
- 1-4-4 出力電流は、最大100mA±20%（ピーク値）以内、最大17mA±20%（実効値）以内もしくは周波数100Hz、負荷抵抗500Ωで35mAms以内であること。
- 1-4-5 出力周波数は15～100Hz+20%以内であること。
- 1-4-6 治療タイマーが設定可能であり、最大は60分以内であること。
- 1-4-7 フットスイッチによるON/OFFの切り替えが可能であること。
- 1-4-8 筋収縮が最も良く出現する位置を探索するMP探索モードを搭載していることもしくは筋肉の動きを電気信号として読み取り、その動きに応じた電気刺激を出力出来る機能を有すること。
- 1-4-9 運動量増加機器加算に対応可能な機器であること。
- 1-4-10 以下の附属品を本調達に含むこと。
 - ・電極コードオプション各種、ジェルパッド（4枚）、導子ベルト（L、M）、リチウムイオン充電機、MP導子、ACアダプタ、電源コード、スイッチ（2種）

1-5 測定機能付自力運動訓練装置については、以下の要件を満たすこと。

- 1-5-1 左右どちらからでも安全に移乗可能であること。
- 1-5-2 本体寸法は幅650mm以下、奥行1,800mm以下、高さ1,130mm以下であること。
- 1-5-3 電動負荷方式を採用しているため錘の当たる音、床への衝撃が無く静音性に優れておりまた、錘ユニットがないため視認性の向上で利用者の確認が容易であること。
- 1-5-4 医療従事者、患者による手指の挟み込む事故防止の為、錘と付随する滑車が無い電動負荷方式を採用していること。
- 1-5-5 運動スピードのテンポ音やシグナルが出ておりスピード指導が容易であること。
- 1-5-6 電動負荷ユニットが高出力設定が可能であり要介護者の改善だけではなく一般高齢者の予防にも使用が可能であること。
- 1-5-7 電動負荷を採用しており、操作パネル上で簡単に負荷設定が可能であること。
- 1-5-8 フットパネル、椅子の調整には目盛りがついており再現性の高いトレーニングが可能であること。
- 1-5-9 負荷トレーニングだけでなく筋力測定が可能であること。

(性能・機能以外に関する要件)

1 設置条件等

1-1 設置場所

1-1-1 当院が指定した場所に設置すること。

1-2 設備要件

1-2-1 当院が用意した一次側設備以外に必要な電源設備、給排水設備、空調設備があれば現地確認の上、供給者において用意すること。（詳細は別紙1を参照のこと）

1-3 搬入、据付、配線、調整及び撤去

1-3-1 機器の搬入、据付、配線、配管、調整については、診療業務に支障をきたさないよう、当院の職員と協議のうえ、その指示によること。

1-3-2 搬入に際しては、壁、床、エレベータ等傷つけぬよう注意し、搬入すること。損傷が発生した場合には、供給者の責任において補修・修理もしくは原状回復をすること。

1-3-3 納入場所が病院であるという特殊性を考慮に入れて、搬入、据付、調整、既存品撤去等の際には、清潔保持に努めること。

1-3-4 設置工事は納入予定日、工事予定期間を事前に当院職員と打ち合わせ、そのスケジュールに従い完了すること。

1-3-5 本機器の導入に伴い関係省庁等への各種申請が必要である場合、落札後、速やかに申し出、申請に関し、協力すること。

2 保守体制等

2-1 保守体制

2-1-1 通常の使用で発生した故障の修理及び定期的保守点検を実施できる体制であること。

2-2 保証期間

2-2-1 納入検査確認後1年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。

3 その他

3-1 教育体制等

3-1-1 機器の取り扱いに関する教育訓練は、当院職員と協議のうえ、指定する日時、場所で行うこと。

3-1-2 本調達物品やデータに関する質問、学術サポートに対して常時対応可能であること。

3-2 説明書・マニュアル等

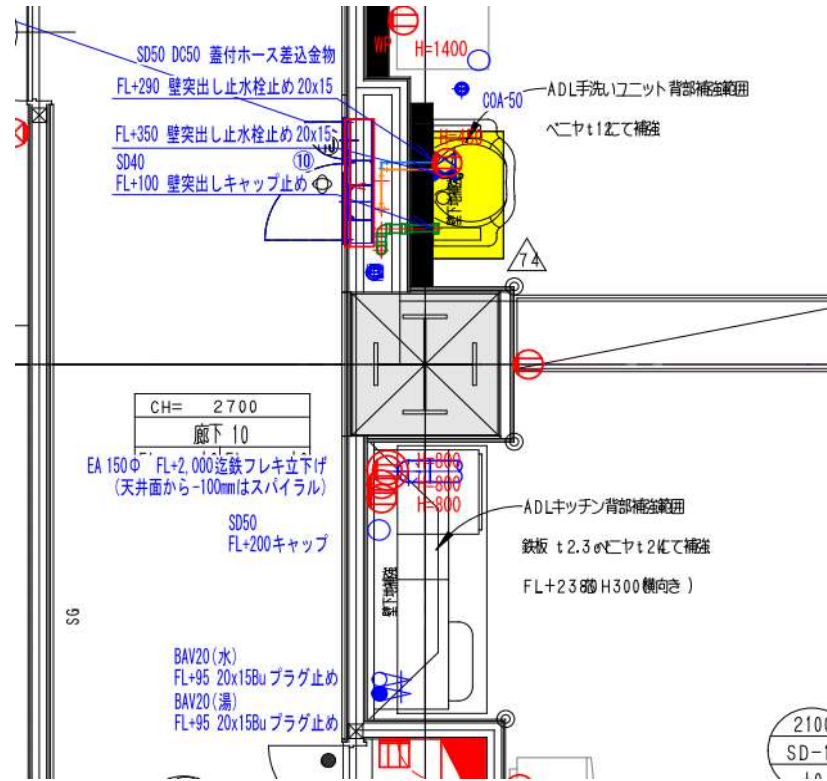
3-2-1 操作マニュアルは、すべての機器について日本語版を3部提供すること。

3-3 その他

3-3-1 納入する機器等に係る情報を、当院が指定するテンプレートに入力のうえ、当該機器の写真（設置場所も含む）を添えて提出すること。なお、特別な事情を除き納品完了後1週間以内に提出すること。

別紙1：ADLキッチン・電動昇降洗面台 1次側設備要領

電気設備図



機械設備詳細

